

「原始独禁法の制定過程と現行法への示唆 - 公取委の組織，司法制度，損害賠償，刑事制度 - 」

【要旨】

本報告書では、1947年3月31日に制定され、同年4月14日に公布された独占禁止法(正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」であるが、以下「原始独禁法」という)、特に、公正取引委員会(以下「公取委」という)という組織と委員会及び裁判所に関する手続の主要な諸規定、すなわち公取委の組織、司法制度、損害賠償、刑事制度に関する規定(実体規定及び企業結合に関する手続規定は除く)が、立法過程における米国側と日本側の集中した交渉の結果、どのような経緯により制定されたのかを検討対象としている。

本研究の成果としては、以下のような点が挙げられる。

第一に、委員会制度の構築に当たって、司法機関である裁判所との関係を含め、公取委の役割がどのように予定されていたのかという点についてである。独禁法に特化した特別裁判所を設置するのか、公取委を内閣総理大臣の下に置くのか司法省の下に置くのかという点に関し、公取委の法運用における独立性をいかに確保することができるのかという論点が政治的論点として議論されていた。

さらに、行政機関である公取委と裁判所や検察等の司法機関との接点という観点からは、公取委の強力な法運用権限を根拠に、公取委に第一審的な役割を与えようと意図する米国側及び日本側の商工省と、日本側の司法省との間に対立が確認された。結局のところ、公取委の専門的性格及び第一審的な位置付けは、実質的証拠原則、独禁法に関する一定の訴訟類型を東京高裁に特化させる諸規定、審決前置主義等の独禁法に特徴的な諸規定・諸制度により実現された。確かに、公取委の判断に対する司法の介入は、審決取消訴訟によって抑制された形ではあるが確実に予定されていることも諸規定から明らかであり、個別事案の処理における行政と司法の連続性は、当初より確保されていると考えられる。

第二に、公取委の判断形成に係る手続の整備の観点からは、日本側の発案であると考えられる勧告制度が目される。これは、より効率的に委員会の法執行を遂行させるための制度と位置付けることができる。

第三に、独禁法上の民事訴訟及び罰則・刑事手続に関する諸規定については、原始独禁法制定当初から大きな改正がないまま現在に至っている。しかしながら、原始独禁法制定過程においては、独禁法上の損害賠償訴訟については、三倍賠償、民法の特則としての位置付け、無過失責任、時効期間、裁判管轄などの変遷を経て原始独禁法が制定された。とりわけ、審決前置主義に係る規定については、裁判管轄、求意見制度とも関係することが判明した。これらの公取委の判断と裁判所の判断の整合性を確保するという立法当時の意図が、現在の法解釈においてどのように位置付けられるのか、再検証が求められるであろう。

以上、原始独禁法の制定過程における特に組織・手続に関する諸規定の分析は、極めて膨大な資料に基づくものであり、上記以外の数多くの検証結果を導出することができたが、同時に、不公正な競争方法(現在の不公正な取引方法)に対する罰則規定の削除に関する理由等、諸資料のみからは判断できない多くの未解決な課題も見付かった。